

公益財団法人山田昇記念財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山田昇記念財団(以下「この法人」という。)の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わず、次に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 会議とは、評議員会、理事会等の役員等が出席する会議をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対し、会議等出席の都度、会議謝金及び日当、食費を旅費規程に基づき支給することができる。

(費用の支払)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、旅費規程に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用は、現金をもって直接、本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬並びに費用の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(附則)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日(平成26年9月1日)から施行する。

(附則)

この規程の一部改定は、平成29年4月1日から施行する。